

# 第1号被保険者の介護保険料

65歳以上の方の保険料は、本市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」を基に決まります。

## 基準額の決まり方

甲賀市に必要な  
介護サービスの総費用

×

65歳以上の方の  
負担分23%

÷

甲賀市に住む  
65歳以上の方の人数

=

甲賀市の令和6年度(2024年度)~令和8年度(2026年度)介護保険料  
基準額71,280円(年額)

▼「基準額」をもとに、所得に応じた負担になるよう次の14段階の保険料に分かれます。

段階	区分	保険料率	月額(円)	年額(円)
第1段階	・生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	(×0.45) ×0.28	1,663	19,956
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	(×0.58) ×0.38	2,257	27,084
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	(×0.69) ×0.685	4,068	48,816
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税され、本人が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	×0.87	5,167	62,004
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税され、本人が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超	<b>【基準額】</b>	5,940	71,280
第6段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が125万円未満	×1.13	6,712	80,544
第7段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が125万円以上210万円未満	×1.25	7,425	89,100
第8段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	×1.50	8,910	106,920
第9段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満	×1.75	10,395	124,740
第10段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満	×2.0	11,880	142,560
第11段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が500万円以上620万円未満	×2.25	13,365	160,380
第12段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満	×2.3	13,662	163,944
第13段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が720万円以上1,000万円未満	×2.4	14,256	171,072
第14段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が1,000万円以上	×2.6	15,444	185,328

※ ( ) は公費による負担軽減前の割合